

～お知らせ～

奨学金手続き校舎の変更について

奨学金の手続きについて、原則 3 年次生(国際学部生を除く。)から白金校舎での取り扱いとなりますが、下記の条件を満たしていれば、本人の申告により、2 年次生から白金校舎手続きに変更することができます。

条 件 横浜校舎での講義の履修が週 0～1 日であること。

手 続 き 以下の 2 点を白金学生課または横浜学生課の窓口で提示し、所定の用紙に記入してください。

- ① 学生証
- ② 履修登録確認表(ポートヘボンから印刷したもの)

注意事項 ① 一度白金校舎手続きに変更すると、再び横浜校舎手続きに戻すことはできません。その後の奨学金の手続きはすべて白金校舎で行うこととなります。

② 国際学部生は、上記の条件を満たしている場合でも手続き校舎の変更はできません。